

# 令和5年度首都圏等大都市圏における観光プロモーション業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和5年度首都圏等大都市圏における観光プロモーション業務

## 2 業務の目的

前回の伊勢神宮式年遷宮の平成25(2013)年以降、首都圏から三重県への宿泊来訪者数は、年々減少傾向にあります。このような状況の中、令和6(2024)年には熊野古道世界遺産登録が20周年を迎えるとともに、令和7(2025)年には大阪・関西万博が開催され、さらには令和8(2026)年にお木曳行事等の次期式年遷宮に向けた諸行事が始まるなど、今後数年間にかけて県内外で大規模なイベントが続きます。これらの大規模イベントの際には、国内外から多くの人々がこの地域を訪れることが見込まれ、三重県の観光誘客にとっても非常に大きなチャンスとなります。

そこで、三重県の認知をさらに高め、本県が観光地として今後も選ばれ続けるためには、これらの好機を見据え、三重の強みを生かした観光プロモーションを戦略的に展開し、さらなる誘客につなげていくことが必要です。特に、国内外の人や情報が集中する首都圏等の大都市圏において、情報発信を強化していく必要があります。

以上をふまえ、本業務では、首都圏等において三重県の認知向上を図ることを目的に、さまざまな情報発信やPRイベントを行うなど、「令和5年度三重県観光キャンペーン」として、一体となった観光プロモーションを実施します。

## 3 委託業務の概要

### (1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和6年3月29日(金)

### (2) 委託業務の主な内容

#### ア 令和5年度三重県観光キャンペーンの展開

- (ア) SNSを活用した情報発信
- (イ) WEB広告の出稿
- (ウ) 三重県特集記事の掲載
- (エ) 三重県PRイベントの開催
- (オ) その他プロモーションの実施

#### イ 交通広告掲出に係る業務

- (ア) クリエイティブの制作
- (イ) クリエイティブの掲出・変更

#### ウ 「ツーリズム EXPO ジャパン 2023」出展に係る業務

- (ア) 子出展者との連絡・調整
- (イ) 三重県ブースの企画・設営等
- (ウ) 出展ブースの運営・管理

## 4 ターゲット、実施場所及びコンセプト

### (1) ターゲット

比較的所得が高く（個人年収 1,000 万円以上）、旅行等に十分な時間を使うことができる、活動的な 30～50 代

### (2) 実施場所

ターゲットに効果的に訴求が可能なエリア（首都圏中心）

### (3) コンセプト

「上質な三重」の訴求

## 5 委託業務の内容

### (1) 令和 5 年度三重県観光キャンペーンの展開

首都圏等において三重県の認知向上を図ることを目的に、「令和 5 年度三重県観光キャンペーン」（以下「当キャンペーン」という。）として、一体となった以下（ア）から（オ）等の観光プロモーションを実施し、その効果を検証することとします。

なお、次の点に留意すること

- ・ 当キャンペーンの展開にあたっては、下記の機会を意識すること
  - ① 三重県の首都圏営業拠点「三重テラス」のリニューアル（9 月頃）
  - ② 熊野古道伊勢路の世界遺産登録 20 周年（令和 6（2024）年 7 月）
- ・ 各プロモーションの企画については、企画提案コンペによる提案を基に、みえ観光の産業化推進委員会（以下「当委員会」という。）と協議したうえで、最終的に決定すること
- ・ 効果検証にあたっては、当キャンペーンの結果として、実際に三重県への誘客につながったかどうかを測ることができるように、当委員会が実施する「みえ旅おもてなしポイントプログラム」の登録者数を効果検証の指標の一つに加えること

#### ※ 「みえ旅おもてなしポイントプログラム」

本ポイントプログラムの内容については、下記リンクを参照ください。

なお、本ポイントプログラムは、令和 5 年 8 月以降も実施予定です。

<https://miepo.kankomie.or.jp/>

#### (ア) SNS を活用した情報発信

- ・ SNS を活用した効果的な情報発信を企画立案し、実施すること
- ・ 人気のインフルエンサー（例えば、チャンネル登録者数 100 万人以上の YouTuber 等）を活用すること
- ・ 三重県を効果的に PR するコンテンツ（例えば、インフルエンサー自身が三重県を実際に旅し、三重の魅力を紹介する YouTube 動画等）を制作し、インフルエンサーに SNS で発信してもらうこと（YouTube の場合、15 分程度の動画 2 本以上）
- ・ コンテンツ発信後も、定期的に、当該インフルエンサーの他の SNS でも取り上げてもらうなど、当該コンテンツの拡散をフォローしてもらうこと（例えば、月 1 回以上等）

#### (イ) WEB 広告の出稿

- ・ 効果的なタイミングとらえ、一定期間にわたってターゲティング広告を出稿すること（クリエイティブの制作を含む。）（3回以上）

#### (ウ) 三重県特集記事の掲載

- ・ 4（1）のターゲットや、4（3）のコンセプトに合致する雑誌（WEBを含む。）を選定し、三重県の特集記事を掲載すること（4回以上）

#### (エ) 三重県 PR イベントの開催

- ・ 4（1）のターゲットや、4（3）のコンセプトに合致する三重県 PR イベントを企画立案し、開催すること（3回以上）
- ・ うち1回は、関西圏で開催することとし、「ツーリズム EXPO ジャパン 2023」出展と絡めた企画とすること

#### (オ) その他プロモーションの実施（自由提案枠）

- ・ 三重県の認知向上に効果的なプロモーションを自由に企画立案し、実施すること

### (2) 交通広告掲出に係る業務

首都圏において三重県の認知向上を図ることを目的として、都内の JR 東日本及び東京メトロの主要駅に交通広告を掲出するにあたり、必要な以下の業務を行うこととします。

#### (ア) クリエイティブの制作

- ・ 観光シーズン等に合わせて、柔軟にクリエイティブを変更できるように、季節等に応じた旬のクリエイティブを制作すること（素材の取材・撮影等を含む。）。
- ・ クリエイティブは、企画提案コンペによる提案を基に、当委員会と協議したうえで、最終的に決定すること

#### (イ) クリエイティブの掲出・変更

- ・ クリエイティブは、当委員会が指定する媒体に、適切なタイミングで、掲出・変更すること（初回掲出を含めて、3回以上）
- ・ 指定する媒体は、JR 東日本及び東京メトロの都内主要駅のサインボードとし、当委員会が別途確保します（媒体数やサイズ等の詳細は、未定）。
- ・ クリエイティブの掲出時期や変更回数等については、企画提案コンペによる提案を基に、当委員会と協議したうえで、最終的に決定すること
- ・ 各クリエイティブの掲出後に、効果測定のための調査を実施すること
- ・ クリエイティブの取付・撤去等に係る費用は、当該委託費の中から支出することとし、媒体管理会社との連絡・調整等を含め、クリエイティブの掲出に伴う一切の業務を行うこと

### (3) 「ツーリズム EXPO ジャパン 2023」出展に係る業務

三重県内の市町や DMO 等にプロモーション機会を提供し、三重県の認知向上を図ることを目的として、令和5年10月26日から29日にかけてインテックス大阪で開催される「ツーリズム EXPO ジャパン 2023」に当委員会が出展するにあたり、必要な以下の業務を行うこととします。

なお、出展申込みは、当委員会から行うこととし、出展スペース等の出展料については、当委員会が負担します。

#### (ア) 子出展者との連絡・調整

- ・ 当委員会が確保している出展ブース内で出展する団体（以下「子出展者」という。）との連絡・調整を行うこと
- ・ 子出展者については、名張市、松阪市、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構、伊賀上野 DMO を含む、4、5 団体程度を予定（調整中）

#### (イ) 出展ブースの企画・設営等

- ・ 出展ブース全体に係る外観やレイアウト、その他必要な物を企画・制作し、ブースを設営すること（出展期間終了後のブース撤去を含む。）
- ・ 子出展者の展示物については、子出展者が独自の費用で制作します。
- ・ 出展スペースとして、6 スペース 54 m<sup>2</sup>（1 スペース W3m×D3m）程度を当委員会で確保する予定です。
- ・ 倉庫やスタッフルーム用に、レンタルルーム 1 部屋（W3m×D3m×H2.7m）を当委員会で確保する予定です。

#### (ウ) 出展ブースの運営・管理

- ・ 当日、出展ブースの全体運営・管理を行うこと
- ・ 子出展者の展示物に係る来場者への説明や、展示物の管理等については、子出展者が独自の人員で対応します。

### 6 報告書及び成果物の提出

#### (1) 納品物

委託業務実績報告書（紙媒体 1 部及び電子データ）

#### (2) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県観光部観光誘客推進課内）

#### (3) 納入期限

令和 6 年 3 月 29 日（金）

### 7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

### 8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

#### (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 当委員会に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる

おそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 9 その他

- (1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって当委員会に譲渡されるものとします。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとします。
- (4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- (6) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければなりません。
- (7) 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- (10) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。